

ワークショップWS2-3 当院における治療時の持ち込み制限『今と昔』 ～治療装置の内と外～

松田健太郎

医療法人財団樹徳会 上ヶ原病院

高気圧酸素治療（以下HBO）を行う上で最優先事項は患者の安全である。安全管理を怠ることは、患者の命に直結するだけでなく、HBO自体の継続や更なる発展に大きく関わる。安全管理を行う上で、装置内への持ち込み物の管理は、重要項目の一つである。今回、このような機会をいただき、今一度当院における持ち込み物の変遷について振り返ってみる。また、装置外であっても、治療室内の物品については、時として患者に不安を与えることになるため、この機会に考えてみたい。

当院は、平成6年より第1種装置1台を導入し、現在ではSECHRIST 2800J・3300HJRの2台を使用し、年間に約1500回のHBOを実施している。装置導入後より治療衣および綿100%の下着以外は何も持ち込まないことを原則にしていた。私自身がHBO業務に関わるようになった約15年前には上記に加え、耳抜きのため飴を持ち込むことを許可していた。現在は、発火源を絶対に持ち込まないことを大原則に、治療上必要なもの以外は持ち込まないことを徹底し、点検している。また、飴は原則禁止としている。この15年の間に、感染対策・業務改善や患者ケアの向上のため多少の変更があったが、持ち込み物に対する考え方について大きな変化はない。それは、今後と同様である。チェック体制については、以前よりチェックリストを使用し、ダブルチェックを行うことを基本とし、金属探知機を使用してのチェックも導入した。

【高気圧酸素治療の安全基準】

第16条には、『装置を設置した場所は、治療及びこれに関係を有する業務を施行するために使用し、その他の目的に使用させてはならない。』また、第27条には『装置の設置された場所を火気厳禁とすること』とある。さらに、排気についての記載がある第30条では、『排気の場所に、火気のないことを確認しなければならない。』や『排気の場所に、火気厳禁とする標示を

行わなければならない。』とあり、設置場所やその周辺については火気厳禁であることが定められている。しかし、第16条については、設置場所が初療室の一角といった場合もあり、ハード面の制限により徹底されていない場合も予測される。当院では約48㎡ある治療室の奥をカーテンで仕切り、輸液ポンプ等の簡易な点検作業を行うことがある。第27条や第30条にある火気厳禁については、殆どの施設で遵守されていることが予測される。では、その他の物品についてはどうだろうか。治療を受ける患者にとっては、火気以外のものに対しても不安を抱く事がある。当院でも、スタッフが持っていた使い捨てカイロについて、患者より指摘を受けた事がある。治療前に事故についての説明を受けている患者の立場からは、それが装置外の事であっても、不安に繋がる。治療担当者は、装置内の持ち込み物だけでなく装置外の物品や行為にも注意を払う必要がある。

幸い国内において、近年大きな事故は発生していない。しかし、再び大事故が発生すれば、当該の施設の問題だけに留まらず、HBO自体の衰退にも繋がり、患者にも不利益となる。安全に対する考えは大きく変わることはない。最近では携帯電話や補聴器など様々な電子機器等の小型化が進んでいる。そのため、持ち込み物のチェックにはこれまで以上に細心の注意が必要になる。そして、担当者は常に患者視線を忘れず、安全・安楽なHBOを遂行することが義務である。決して高気圧酸素治療室だけでの問題ではなく、患者及び家族への教育に加え、関係各部署でもHBOに関する知識を持ち、安全管理の重要性を理解した上で、連携を図ることが重要である。

表1 装置内持ち込み物品

	15年前	現在
ウロバック	持ち込み不可	持ち込み可
紙オムツ	持ち込み不可	製品を指定して持ち込み可
創傷処置	薬剤等を洗浄し、綿ガーゼに交換	原則そのままOK
飴	持ち込み可	原則持ち込み不可
飲み物	持ち込み不可	持ち込み可